

北九州市請負工事安全点検実施要領

制定 平成19年11月1日

改正 平成26年 4月1日

改正 平成28年 4月1日

改正 令和6年12月17日

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の安全点検（以下「点検」という。）について必要な事項を定め、監督員及び現場代理人の安全意識を向上させることにより、工事現場の安全衛生管理の徹底を図ることを目的とする。

(点検の種類)

第2条 点検の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監督課点検 工事担当係長等が実施する点検
- (2) 事前通知点検 検査課が実施する点検で受注者に事前に通知した上で行う点検
- (3) 抜打点検 検査課が実施する点検で、監督課には事前に通知するが、受注者には通知しない点検

(点検の対象)

第3条 監督課点検は、原則として軽微な工事以外の全ての工事について実施するものとする。

- 2 事前通知点検及び抜打点検は、軽微な工事以外の工事の中から抽出するものとする。

(点検の内容)

第4条 点検の内容は、別に定める「安全点検チェックリスト」によるものとする。

(点検の時期)

第5条 点検は工事の施工途中において行うものとする。

(点検の方法)

第6条 点検は、工事現場にて、現場代理人に關係資料の提示を求めて行うものとする。

- 2 軽微な工事以外で中間時に検査（一部完成・出来形）を実施する場合は、事前通知点検及び抜打点検を併せて実施することができる。
- 3 事前通知点検及び抜打点検は、施工計画書点検と併せて実施することができる。
- 4 中間技術検査では、点検を併せて実施することができる。

(点検結果の通知等)

第7条 検査課長は、事前通知点検及び抜打点検を終了したときは、直ちに当該工事に係る安全点検結果通知書（別に定める様式第1号）を作成し、工事担当課長に通知するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の結果への対応が完了したときは、速やかに安全点検結果対応報告書（別に定める様式第2号）を検査課長に提出するものとする。

3 工事担当係長は監督課点検の結果を「安全点検チェックリスト」等により検査員に報告するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員、工事担当係長（及び検査員）は、点検結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(公共工事安全パトロール隊)

第9条 検査課による点検は、検査員又は公共工事安全パトロール隊が実施する。

2 検査員と公共工事安全パトロール隊は、連絡調整を行い、効率的・効果的な安全点検に努める。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成19年11月1日から実施する。

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、令和6年12月17日から実施する。